

社 援 第 2 3 9 4 号

平成12年10月25日

一 部 改 正

平成18年 3月31日

平成19年 3月30日

平成25年 4月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省社会・援護局長

指定医療機関に対する指導及び検査について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）により、生活保護法第54条第1項の規定による報告の徴収及び検査が法定受託事務と位置づけられ、地方自治法第245条の9では、国は、地方公共団体が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を定めることができることと規定されたところである。

これに伴い、都道府県知事等が行う指定医療機関に対する指導及び検査については、地方自治法第245条の9に基づく処理基準として、別紙のとおり「指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」を定め、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

都道府県・指定都市・中核市が行う指定医療機関
に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主 眼 事 項	着 眼 点
医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保	1 医療扶助に対する理解の状況 (1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。 (2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等他法の取扱いについて配慮されているか。 特に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。 2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (1) 保護の実施機関との協力は、円滑に行われているか。 (2) 医師、看護師等医療従事者は、確保されているか。 (3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。 (4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。 (5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。 (6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。 特に、精神科病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。 また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。